

4. 手続き方法 (3) 変更申請について

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、その認定をした市区町村の変更認定を受けなければなりません。
- なお、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代など、法第53条第1項の認定の基準に照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

注) 以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。
実際に、変更申請を行う場合は、申請先となる市区町村の申請案内を十分にご確認ください。

申請書類

- ① 変更認定申請書【様式23】
- ② 先端設備等導入計画（変更後）
（認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。）
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ④ 旧先端設備等導入計画一式の写し（認定後返送されたものの写し）
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載ください。）
- ⑤ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①～⑤に加え、以下の書類を提出

- ⑥ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑦及び⑧も必要です。

- ⑦ リース契約見積書（写し）
- ⑧ (公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し）
- ⑨ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる賃上げ方針で認定を受けた後、3%以上引き上げる賃上げ方針を策定される場合などには⑨が必要となります。また、賃上げ方針の内容を変更しない場合であっても、当該書面の提出が必要となる可能性があります。詳しくはQ&Aをご確認ください。